

## eo プレミアムクラブ会員規約

株式会社オプテージ  
2016年10月3日制定

### (本規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社オプテージ（以下、「当社」といいます）が設ける「eo プレミアムクラブ」（以下、「本サービス」といいます）の会員制度、およびその利用について定めます。
- 2 本サービスは、当社が提供する回線サービス等の契約者に対して、無償で、別に定める特典を提供するものです。
  - 3 会員は本規約を誠実に遵守するものとします。

### (本規約の範囲、変更)

- 第2条 本規約は、会員と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。
- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて会員に対し通知（第3条（当社からの通知）に定める方法によります）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。本項に基づき追加された諸規定と本規約の内容が異なる場合は、追加された諸規定の内容が優先するものとします。
  - 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
    - (1) 本規約の変更が、eo プレミアムクラブ会員の一般の利益に適合するとき
    - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
  - 4 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、eo プレミアムクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本サービスの特典制度を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(当社からの通知)

第3条 当社から会員への通知は、本規約に特段の定めのある場合を除き、eo プレミアムクラブ紹介ウェブページ (<https://eonet.jp/premium/>) 上で行います。ただし、通知内容により当社ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行う場合があります。

2 前項に規定する電子メールまたはその他の方法により行う通知は、回線サービスなどの申し込み時などに回線サービスなどの契約者の情報として当社に届け出がなされた連絡先、または住所などに対して行います。会員は、当社に届け出た内容に誤りがあり、または内容の変更を当社に届け出たことを怠りもしくは誤った変更内容を届け出たことにより当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることを承諾するものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用します。

会員	第5条(会員登録)の規定に基づき、本サービスの会員資格を得たeoIDを保有する者であり、第6条(会員種別)に規定する、レギュラーメンバー、シルバーメンバー、ゴールドメンバー、およびプラチナメンバーの総称
eoID	当社が会員を一意に特定するための、英数字と記号から成る識別子
eo 光ネット	当社が別に定める光ファイバーアクセスサービス契約約款、eo 光ネット【マンションタイプ】会員規約、eo 光ネット【マンションタイプ】所属会員規約、IP 通信網サービス契約約款 eo 光ネット(type N)に基づき提供する電気通信サービス (eo 光ネット【ホームタイプ】、eo 光ネット【メゾンタイプ】、eo 光ネット【マンションタイプ】、eo 光ネット(type N)) の総称
eo 光電話	当社が別に定める IP 電話サービス契約約款、および eo 光電話サービス利用規約に基づき提供する IP 電話サービス
eo 光テレビ	当社が別に定める eo 光テレビ契約約款に基づき提供する放送サービス
eo 電気	当社が別に定める eo 電気契約約款に基づき提供する電気供給

	サービス
回線サービスなど	eo 光ネット、eo 光電話、eo 光テレビ、および eo 電気の総称、またはその一部を指すもの
eo 光パートナー	当社より eo 光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者
eo 光パートナーサービス	eo 光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
eo 光パートナーサービス契約	eo 光パートナーから eo 光パートナーサービスの提供を受けるための契約
eo 光パートナーサービス契約者	eo 光パートナーと eo 光パートナーサービス契約を締結している者
eo ポイント	第 10 条(特典制度)、第 11 条(eo ポイントの進呈)の規定に基づき当社が会員に進呈した eo ポイント
保有 eo ポイント	第 10 条(特典制度)、第 11 条(eo ポイントの進呈)の規定に基づき当社が会員に進呈した eo ポイントであって、有効期限内かつ当社が利用申し込みを受け付けていないもの
通算獲得 eo ポイント	第 10 条(特典制度)、第 11 条(eo ポイントの進呈)の規定に基づき当社が会員に進呈した eo ポイントを過去に遡って通算したもの

#### (会員登録)

第 5 条 本サービスの会員資格を有する事ができる者は、当社が提供する eo 光ネットの契約者に限ります。ただし、eo 光パートナーサービス契約者は、本サービスの会員資格を有しません。

2 本サービスの会員登録は、eo 光ネットの契約成立に伴い当社が行い、eo 光ネットの契約者は当該サービスの利用開始日より会員資格を有します。

3 会員登録は、1 の eoID につき 1 の登録に限ります。

(会員種別)

第6条 本サービスには、以下の各号に定める会員種別が存在します。

- (1) レギュラーメンバー
- (2) シルバーメンバー
- (3) ゴールドメンバー
- (4) プラチナメンバー

2 会員種別は、会員が契約する回線サービスなどの種類、組み合わせ、および通算獲得 eo ポイントに基づき決定します。

		通算獲得eoポイント								
		2,000	5,000	15,000	20,000	23,000	51,000	56,000	59,000	59,001以上
ご契約内容	eo光ネット、eo光電話、eo光テレビ、eo電気をご契約中の場合	シルバー			ゴールド			プラチナ		
	eo光ネットに加え、eo光電話、eo光テレビ、eo電気のうち2つのサービスをご契約中の場合	レギュラー	シルバー			ゴールド			プラチナ	
	eo光ネットのみをご契約中の場合、またはeo光ネットに加え、eo光電話、eo光テレビ、eo電気のうち1つのサービスをご契約中の場合	レギュラー		シルバー			ゴールド			プラチナ

(会員種別の変更)

第7条 会員種別の変更は、会員の毎月 25 日時点の契約内容、および通算獲得 eo ポイントを元に判定を行い（以下、この判定を実施する日を「会員種別判定日」といいます）、翌月 1 日より適用します。

2 当社は、前条および前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する場合には、一時的に会員の会員種別をレギュラーメンバー相当に変更することがあります。

- (1) 会員が、光ファイバーアクセスサービス契約約款第 34 条（利用停止）の規定により、eo 光ネット【ホームタイプ】もしくは eo 光ネット【メゾンタイプ】の利用停止の適用を受けた場合、またはその他の回線サービスなどの契約において同等の措置の適用を受けた場合。
- (2) 会員が、光ファイバーアクセスサービス契約約款第 23 条（当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）の規定により、eo 光ネット【ホームタイプ】もしくは eo

光ネット【メゾンタイプ】の契約を解除された場合、またはその他の回線サービスなどの契約において同等の措置の適用を受けた場合。

(3) 会員が、第 14 条（禁止事項）各号に定める禁止行為を行った場合。

(4) 会員が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。

(5) その他、会員として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

3 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合などには、会員種別判定日を変更することがあります。

#### （会員登録の解除）

第 8 条 当社は、会員が eo 光ネットの契約を解除した場合、またはその他の事由により会員資格を失った場合、その会員登録を解除します。

2 保有 eo ポイントおよび通算獲得 eo ポイントは会員登録の解除と同時に消滅します。

#### （会員登録の解除後の措置）

第 9 条 会員登録が解除された場合における本サービス利用中に係る会員の一切の債務は、事由の如何を問わず会員登録の解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

#### （特典制度）

第 10 条 当社は、当社の認める範囲で回線サービスなどの品目の変更に係る事務手数料または工事費などに充当できる eo ポイントなどのその時々の特典制度を設けます。

2 現在の特典の一覧、および本規約に記載のないこれらの利用条件などについては、eo プレミアムクラブ紹介ウェブページ上などに掲載する諸規定によるものとします。

(eo ポイントの進呈)

第 11 条 当社は、会員種別に応じ、下表に定める eo ポイントを会員に毎月進呈します。

なお、この場合、eo ポイントは、毎月 1 日を標準進呈日として、当社が別に定める方法によって規定ポイントを一括で進呈します。

会員種別	進呈ポイント
レギュラーメンバー	85 ポイント
シルバーメンバー	250 ポイント
ゴールドメンバー	500 ポイント
プラチナメンバー	750 ポイント

2 当社は、前項に定める他、eo プレミアムクラブ紹介ウェブページ上などに掲載する eo ポイントの進呈条件を満たす場合に、eo ポイントを会員に進呈します。

3 保有 eo ポイントの有効期限は、eo ポイント進呈日の翌年度末日までとします。なお、年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とします。なお、通算獲得 eo ポイントについては有効期限はございません。

(保有 eo ポイントの利用条件)

第 12 条 保有 eo ポイントの利用は、当社が別に定める方法に従い行うものとします。なお、会員から保有 eo ポイントの利用申し込みがあり、当社がその申し込みを受け付けた後に、保有 eo ポイントの利用の取り消し、または返却はできないものとします。

2 保有 eo ポイントの利用には、それぞれの特典毎に eo ポイントの必要ポイント数を定め、必要ポイント数に満たない保有 eo ポイントの利用申し込みは受け付けいたしません。

3 保有 eo ポイントは、会員本人が契約する回線サービスなどにかかる特典に利用する場合、または会員本人が特典を享受する場合に限り、利用を認めます。

4 会員登録の解除後に発生した料金、その他の債務に対する保有 eo ポイントの利用はいかなる場合においても認めないものとします。

5 回線サービスなどの契約の譲渡が行われた場合、当該回線サービスなどの契約および

会員としての資格の譲受人は、以下に定める期間において、保有 eo ポイントを利用できないものとしします。なお、契約の譲渡に際し、譲渡人の保有 eo ポイントおよび通算獲得 eo ポイントを譲受人に引き継ぐ事はできないものとしします。

譲渡の実施日が属する期間	保有 eo ポイントが利用できない期間
(1) 毎月の月初日から会員種別判定日までの場合	譲渡の実施日から、当該実施日の属する月の月末日までの間
(2) 毎月の会員種別判定日から月末日までの場合	譲渡の実施日から、当該実施日の属する月の翌月の月末日までの間

(注) 本項における実施日とは、会員が契約の譲渡にかかる請求を当社に行い、当社がその請求を承諾後、手続きなどを完了した日としします。

6 保有 eo ポイントは、有効期限が短いものから順に、利用されるものとしします。

(保有 eo ポイントの利用による特典適用にかかる制約事項)

第 13 条 会員は、複数回に亘っての月額料金の割引特典などに保有 eo ポイントを利用した場合は、その規定回数が終了するまでは当該割引の適用を受ける権利を有しますが、本特典の残回数を消費し割引の適用を受けることができる期間は、特典申込月から 2 年間です。本特典適用回数を使い切る前に当該オプションサービスを解約または休止され、その後当該オプションサービスを再契約、再開された場合は、期間内に限り自動的に残回数が消費されます。

2 保有 eo ポイントを利用した割引特典に紐付く契約サービスが解約となった場合、当該割引特典の権利は失効します。

(サービスの終了)

第 14 条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (2) その他の理由で本サービスの一部または全部が提供できなくなったとき。

2 前項に該当する場合、当社は利用者に第 3 条 (当社からの通知) の手段を以って事前に通知を行うものとしします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(禁止事項)

第 15 条 以下の各号に該当する、またはそのおそれのある行為は禁止します。

- (1) 法令または本規約、およびその他本サービスに関連する規定などに違反する行為。
- (2) その他、当社が不適切と判断する行為。

(免責事項)

第 16 条 当社は、以下の各号に該当する損害についていかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用により、会員または第三者に生じた損害。
- (2) 本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害。
- (3) 本規約に違反することにより、会員または第三者に生じた損害。
- (4) システムの停止、天変地異、第三者による妨害行為、コンピューターウイルスなどにより会員または第三者に生じた損害。

(損害賠償)

第 17 条 会員の行為が原因で当社に費用が発生した場合または当社が賠償金などの支払いを行った場合、会員は当社が支払った費用や賠償金など（当社が支払った弁護士費用を含みます。）を負担するものとします。

- 2 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、会員登録の解除後であっても当該損害を賠償する責を負うものとします。

(分離性)

第 18 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 19 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は、日本法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 20 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠



意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2016年10月3日から実施します。
- 2 この規約の制定日時点で、会員の条件を満たす回線サービスの契約者については、自動的に会員登録が行われ、同日から会員資格を有します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2024年7月1日から実施します。